

福島市プレミアム付きクーポンの概要

物価高騰の影響を受けた市民生活の支援と、地域経済の下支えを図るため、市内加盟店で利用できる「福島市プレミアム付きクーポン」を発行します。「25%」のプレミアム付きで、1枚1,000円（額面）のクーポン10枚綴り（10,000円分）を1セット8,000円で販売します。「クーポン」は、加盟店としてご登録いただいた店舗（事業所）でのみご利用いただけるクーポンとなっておりますので、趣旨をご理解いただき、この機会に是非ご登録いただきますようお願いいたします。

プレミアム付きクーポンの事業内容

加盟店登録資格

福島市内において、店舗を有して事業を営む者とする。
ただし、下記に定める利用および専門に扱う事業所等は除外する。
※契約事項の詳細は裏面をご覧ください。

- ◆不動産や金融商品など資産形成が高い商品の購入
- ◆たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ◆商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、金、プラチナ、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- ◆風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業への支払い
- ◆国や地方自治体、地方公営企業への支払い
- ◆現金との換金
- ◆公序良俗に反するもの

クーポン販売所 (取次所)

福島市内の指定店舗

販売対象

クーポンの購入引換券を所有している方
(令和6年12月13日現在、福島市に住民登録がある方)
※「令和6年度住民税非課税世帯生活支援特別給付金
(3万6千円) 給付事業」受給対象世帯の世帯員以外

加盟店負担

なし

発行総額

22億8千万円

クーポン額面

1,000円券のみ
(10枚綴り)

プレミアム

25%
(10,000円分のクーポンを1セット8,000円で販売)

全店舗共通券・ 中小規模店専用券

クーポン10枚綴りのうち、1,000円券×8枚は全店舗共通券、1,000円×2枚は中小規模店専用券となります。(中小規模店とは売場面積1,000㎡未満の店舗、詳細は裏面参照)

購入限度

購入引換券1枚あたり1セット

利用可能期間

令和7年5月1日(木)～令和7年7月31日(木)
※クーポンの使用に際し、現金との引換および釣銭の払出しはできないものとします。

お問い合わせ先

福島市商工観光部 にぎわい商業課 TEL:024-525-3720

(平日9:00～17:00)【土曜日・日曜日・祝日は除く】

必ずご確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

誓約・同意事項

- ① クーポンの利用者がその有効期間中にクーポンを持参したときは、クーポン額面分の商品の販売およびサービス等の提供を行います。
- ② 福島市プレミアム付きクーポン事務局より配布されるクーポン加盟店のステッカーや、のぼり等をレジ周辺に提示します。
- ③ クーポンに偽造の疑いが見受けられる場合、福島市プレミアム付きクーポン事務局へ通報します。偽造等が明らかなる場合、商品の販売等はしません。
- ④ 利用があったクーポンは加盟店で回収のうえ、速やかに裏面の所定欄に加盟店名を記入し、店舗控用をミシン目から切り取ります。
- ⑤ 既に加盟店名の記入があるクーポンや加盟店控用が切り取られているクーポンについては、商品の販売等を認めません。
- ⑥ クーポンの交換、売買および再利用は行いません。
- ⑦ 本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力を行います。
- ⑧ クーポンの利用者から受け取ったクーポンの紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店の責務として対応します。
- ⑨ 福島市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 27 日条例第 10 号）を遵守します。
- ⑩ 登録事項（申込内容）に変更があるときは、速やかに届け出をします。
- ⑪ 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種について、本事業にかかる広報（チラシ等への掲載）に同意します。
- ⑫ 申込情報について、本事業含み今後福島市で実施する同一又は類似の事業に際し、事業を委託する事業者へ情報を提供することに同意します。
- ⑬ 本事業について福島市から改善等の要請があった場合は、その指示に従います。
- ⑭ 上記内容等本事業に遵守しなかった場合は、登録の抹消等の指示に従います。

【加盟店にご登録いただいた場合】

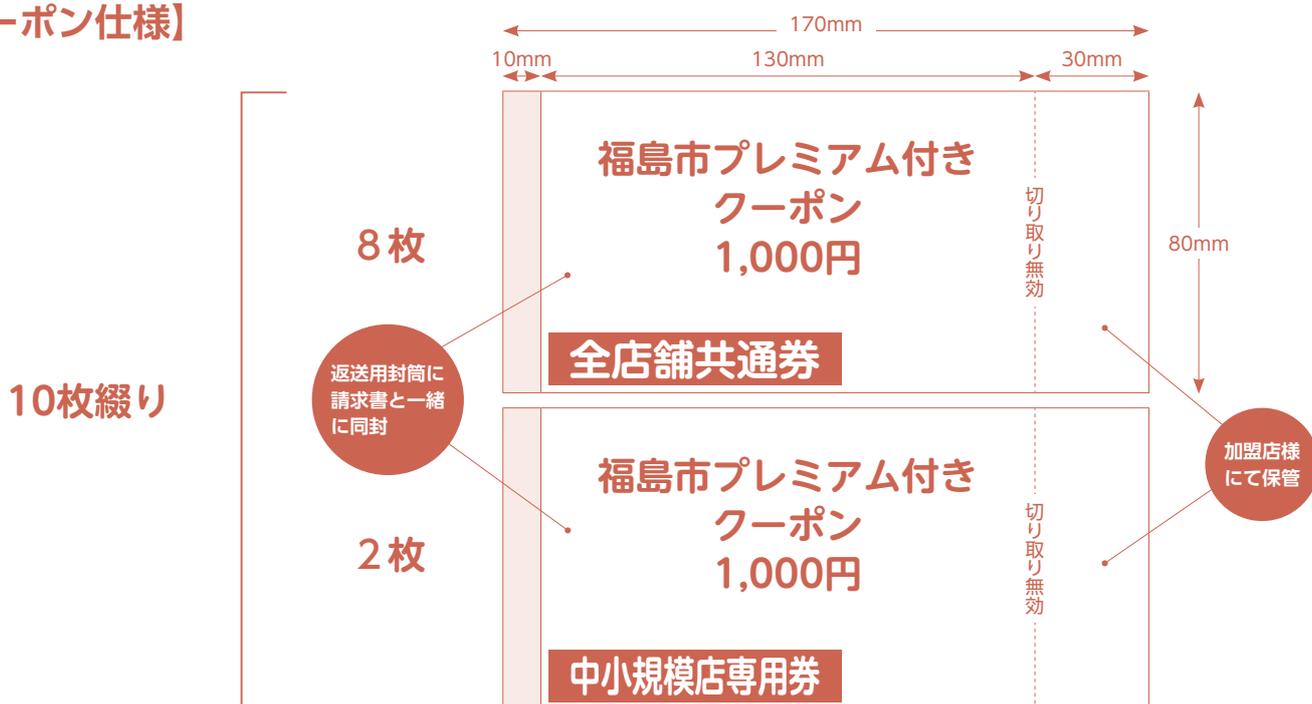
「取扱マニュアル」「登録認定通知書」「請求書」「請求書兼使用済クーポン返送用封筒」「ステッカー」「ポスター」「のぼり」などを送付いたします。

【換金スケジュール】

月1回の締めにて、福島市プレミアム付きクーポン事務局指定の「請求書兼使用済クーポン返送用封筒」に、「請求書」と回収したクーポンを同封いただき、福島市プレミアム付きクーポン事務局で受領後、1ヶ月以内に振込みを実施する予定です。

なお、振込みスケジュールについては、加盟店舗の登録が完了後、改めてご連絡させていただく予定です。

【クーポン仕様】



※中小規模店とは、小売業のうち大規模小売店舗（店舗面積(売場面積)1,000㎡以上）を主に運営するスーパー、ホームセンター、ドラッグストア店、家電量販店を除いた店舗。